

○ 健康増進事業実施要領 新旧対照表

(下線箇所は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">健康増進事業実施要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業</p> <p>(略)</p> <p>3 健康教育</p> <p>(略)</p> <p>(2)個別健康教育</p> <p>(略)</p> <p>③ 対象者</p> <p>(略)</p> <p>イ 脂質異常症個別健康教育</p> <p>(ア) 特定健診等の血中脂質検査において、</p> <p>(i) 中性脂肪 150mg/dl(空腹時)、<u>175mg/dl(随時)</u>以上 300mg/dl 未満(空腹時、<u>随時を問わない</u>)かつ LDL コレステロール 140mg/dl 未満である者。</p>	<p style="text-align: center;">健康増進事業実施要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業</p> <p>(略)</p> <p>3 健康教育</p> <p>(略)</p> <p>(2)個別健康教育</p> <p>(略)</p> <p>③ 対象者</p> <p>(略)</p> <p>イ 脂質異常症個別健康教育</p> <p>(ア) 特定健診等の血中脂質検査において、</p> <p>(i) 中性脂肪 150mg/dl 以上 300mg/dl 未満かつ <u>HDL コレステロール 35mg/dl 以上</u>かつ LDL コレステロール 140mg/dl 未満である者。</p> <p>(ii) HDL コレステロール <u>35mg/dl 以上</u> 40mg/dl 未満かつ中性脂肪</p>

(ii) HDL コレステロール 40mg/dl 未満かつ中性脂肪 300mg/dl 未満(空腹時、随時を問わない)かつ LDL コレステロール 140mg/dl 未満である者。

(iii) LDL コレステロール 120mg/dl 以上 140mg/dl 未満かつ中性脂肪 300mg/dl 未満(空腹時、随時を問わない)である者。
ただし、コレステロールを下げる薬を服用している者を除く。

(イ) 特定健診等の血中脂質検査において、中性脂肪 300mg/dl 以上(空腹時、随時を問わない)又は LDL コレステロール 140mg/dl 以上、若しくは脂質異常症の治療に係る薬剤を服薬している者のうち、医師が必要と判断した者。

(略)

第3 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業

(略)

2 歯周疾患検診

(略)

(2)対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する**20歳、30歳**、40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象とする。(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことにより受診ができなかった令和**5**年度の対象者については、令和**6**年度の対象者とみなすことができる。)

(略)

3 骨粗鬆症検診

(略)

300mg/dl 未満かつ LDL コレステロール 140mg/dl 未満である者。

(iii) LDL コレステロール 120mg/dl 以上 140mg/dl 未満かつ中性脂肪 300mg/dl 未満かつ HDL コレステロール 35mg/dl 以上である者。
ただし、コレステロールを下げる薬を服用している者を除く。

(イ) 特定健診等の血中脂質検査において、中性脂肪 300mg/dl 以上又は HDL コレステロールが 35mg/dl 未満又は LDL コレステロール 140mg/dl 以上、若しくは脂質異常症の治療に係る薬剤を服薬している者のうち、医師が必要と判断した者。

(略)

第3 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業

(略)

2 歯周疾患検診

(略)

(2)対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象とする。(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことにより受診ができなかった令和**4**年度の対象者については、令和**5**年度の対象者とみなすことができる。)

(略)

3 骨粗鬆症検診

(略)

(2) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする。(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことにより受診ができなかった令和5年度の対象者については、令和6年度の対象者とみなすことができる。)

(略)

第4 (略)

(2) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする。(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことにより受診ができなかった令和4年度の対象者については、令和5年度の対象者とみなすことができる。)

(略)

第4 (略)